

■別表 評価基準表 湖南省都市計画基本図修正・統合型GIS・公開型GIS再構築およびバスロケーションシステム導入業務委託

審査項目	項目	評価基準	配点	
1	事業者の評価	デジタル田園都市国家構想交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した実績	数値地形図作成・更新の実績があるか。	80
			統合型GIS・公開型GISの実績があるか。	
			バスロケーションシステム導入の実績があるか。	
		実施体制	統合型GIS・公開型GISおよび地形図の作成において、必要な資格者（測量士や技術者）を持った人員を配置しているか。	
		機能要件	統合型GISの機能要件を満たしているか。	
			公開型GISの機能要件を満たしているか。	
統合型GIS・公開型GISの非機能要件を満たしているか。				
2	提案書	図表やグラフ等を活用し、評価基準に沿って簡潔にまとめられているか。	230	
		実施方針		本市の課題や関連計画を踏まえた提案をしているか。 本業務の目的を十分に理解し将来の拡張性や柔軟性を考慮した提案をしているか。
	統合型GIS・公開型GIS 【注釈】統：統合型 公：公開型	(公) 同時接続フリー・マルチデバイス対応により誰もが操作できる環境の提案をしているか。		
		(公) ストリートビュー連携など、外部サービスを取り込んだ便利な機能があるか。		
		(統) システムの利用状況やレイア毎のアクセス情報、必要なレイヤー等のヒアリングを行いながら、利用環境に合わせたシステム導入を提案しているか。		
		(統・公) 構築するシステム間のデータ連携（統合型⇄公開型）について提案しているか。		
	バスロケーションシステム導入	リアルタイムでのデータ取得（現在位置情報、乗車率、遅延時間）についての確な提案をしているか。		
		計測したバス路線データ（GTFS）の収集や解析データを蓄積することができ、今後バス路線の見直し等に活用できる資料を提供できる体制について提案しているか。		
		毎年の路線変更、時刻表の変更等の対応について、意識した仕組みについて提案しているか。		
		今後、地域における移動支援（ボランティア輸送・福祉輸送等）との連携を見据えて、具体的なアイデアを提案しているか。		
	GISデータの利活用	各課が保有するデータを連携・共有できるような仕組みについて提案しているか。		
	操作研修・システム運用保守（全般）	障害発生時やメンテナンス時でも市民サービスへの影響を最小限にする仕組みについて提案しているか。		
		操作マニュアルの作成、システム操作研修や操作支援体制について提案しているか。		
	システムの保守体制、保守内容について提案しているか。			
その他追加提案（全般）	GISシステムを活用し、当市に有意義な提案をしているか。			
3	プレゼンテーションの評価	統合型GIS・公開型GIS 【注釈】統：統合型 公：公開型	(統・公) 直感的に操作が可能なユーザーインターフェースの提案をしているか。	50
			(公) Googleマップなどの利用者の多い地図や検索サービスとの連携により、使いやすい操作性を実現しているか。	
	バスロケーションシステム導入	閲覧する市民に対して意識した機能、モバイル（携帯端末）等でも閲覧可能な仕組みとなっているか。		
		GPSロガーによる「バス位置情報」の取得間隔が適切で（5秒に1回以上）閲覧者が分かりやすい仕組みとなっているか。 公開型GISと同一プラットフォーム上での閲覧を可能とし、一体的な運用を図れる仕組みについて提案しているか。		
4	価格の評価	構築経費に係る提案価格	(別紙の基準により算出する)	140
		運用（利用料・保守料）経費に係る提案価格	(別紙の基準により算出する)	

合計 500

別紙（構築経費に係る提案価格の評価基準）

① 構築経費に係る提案価格

1) 2者以上の提案があった場合

見積額が最も低額であった事業者を満点(60点)とし、次点以降の事業者の得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準差額(A) = 見積上限額 - 最も低額であった事業者の見積額

(2) 見積差額(B) = 見積上限額 - 提案事業者の見積額

(3) 得点 = (B) / (A) × 配点

※得点に端数が生じた場合は、小数点以下第一位で四捨五入し整数とする。

2) 提案事業者が1者であった場合

得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 見積上限額の60%未満: 配点*100%

(2) 見積上限額の70%未満: 配点*80%

(3) 見積上限額の80%未満: 配点*60%

(4) 見積上限額の90%未満: 配点*40%

(5) 見積上限額の95%未満: 配点*20%

② 運用（利用料・保守料）経費に係る提案価格

1) 2者以上の提案があった場合

見積額が最も低額であった事業者を満点(80点)とし、次点以降の事業者の得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準額(A) = (構築経費の見積上限額の25%(1年あたり×5か年))

(2) 基準差額(B) = 基準額(A) - 最も低額であった事業者の見積額

(3) 見積差額(C) = 基準額(A) - 提案事業者の見積額

(4) 得点 = (C) / (B) × 配点

※得点に端数が生じた場合は、小数点以下第一位で四捨五入し整数とする。

2) 提案事業者が1者であった場合

得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準額(A)の60%未満: 配点*100%

(2) 基準額(A)の70%未満: 配点*80%

(3) 基準額(A)の80%未満: 配点*60%

(4) 基準額(A)の90%未満: 配点*40%

(5) 基準額(A)の95%未満: 配点*20%